

鯖江市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鯖江市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、鯖江市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定める。

(予算)

第2条 協議会の予算は、鯖江市からの負担金、国からの補助金、繰越金およびその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営および事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、協議会において、第2項の予算の承認が得られたときは、当該予算書の写しを速やかに鯖江市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 協議会において、前項の補正予算の承認が得られたときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に定めるもの以外の項および目を定めることができる。

(予算の流用および予算費の充用)

第5条 歳出予算の流用および予備費の充用は、鯖江市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用または予備費の充用をしたときは、次回の協議会の会議において報告しなければならない。

(出納および現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入および支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入および支出の手続きは、鯖江市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第11条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに鯖江市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費